

今後の地域医療構想の進め方について

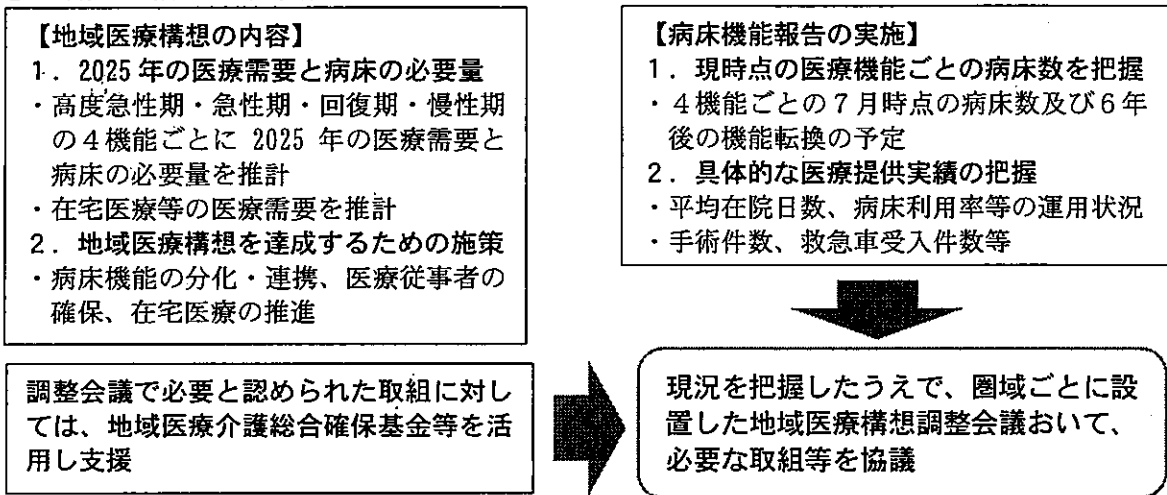
医療推進課

1 これまでの取組

(1) 地域医療構想の策定

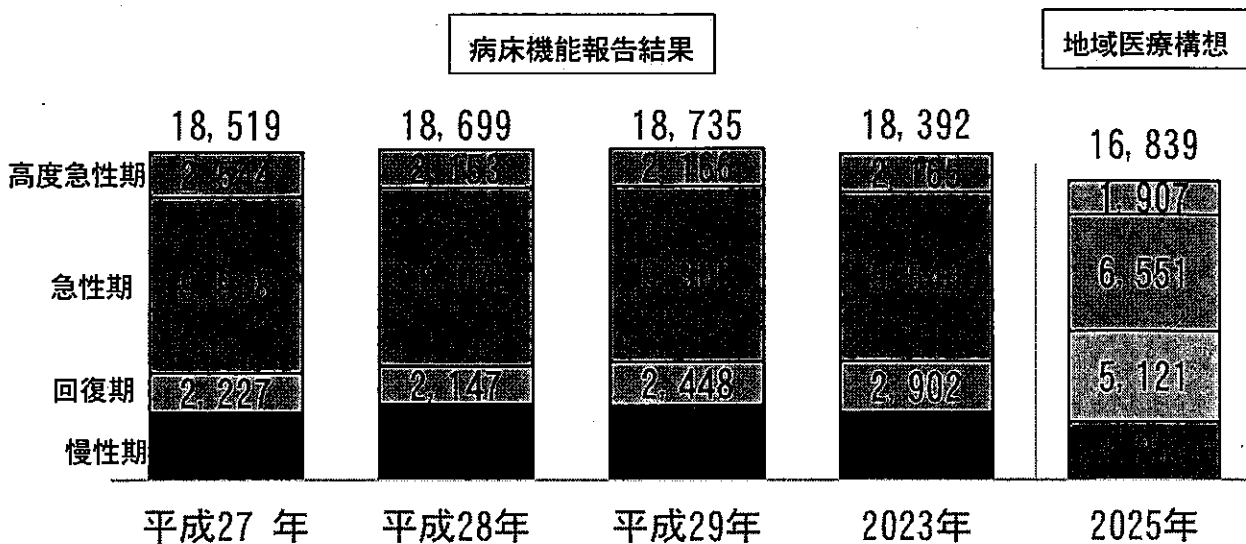
- 平成 29 年 3 月に第 6 次長野県保健医療計画に追記する形で、長野県地域医療構想を策定
- 第 7 次長野県保健医療計画の策定に当たっては、長野県地域医療構想の在宅医療等の推計値について、第 7 期長野県高齢者プラン（介護保険事業支援計画）及び第 7 期介護保険事業計画との整合性を図った上で、引き続き保健医療計画の一部として、地域医療構想を位置づけている。

【地域医療構想の概要】



(2) 4 機能ごとの病床数の推移

【県全体の 4 機能ごとの病床数の推移（稼働病床）】



※平成 29 年から 2023 年にかけて 343 床が介護医療院等へ転換を予定  
 （報酬改定の動向が不透明な時期の状況）

### (3) 地域医療構想調整会議の開催

- 地域医療構想の策定後、10 の構想区域（二次医療圏）において、年 2 回の調整会議を開催
  - ① 平成 29 年度
    - 第 1 回：地域医療構想の推計値と病床機能報告の関係性の整理
    - 第 2 回：公立・公的医療機関が策定したプラン内容の共有
  - ② 平成 30 年度（予定含む）
    - 第 1 回：医療提供実績等の共有、民間医療機関の今後の方針の策定
    - 第 2 回：各医療機関のプラン等に基づく、今後の医療提供体制の検討

## 2 課題等

- 平成 29 年度の地域医療構想調整会議では、公立・公的医療機関の今後のプランの内容等について協議を行ったが、委員等から具体的な機能分化や診療連携の検討について、議論が深まりづらいなどの指摘が出ている。
- また、厚生労働省は、都道府県に対し地域医療構想調整会議の活性化に向けた取組について通知し、対応を求めている。

## 3 対応方針（地域医療構想の推進に向けた対応策）

- (1) 県単位の地域医療構想調整会議の設置について（資料 1-2）
- (2) 厚生労働省が養成する地域医療構想アドバイザーについて（資料 1-3）